

船橋市献血推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 本市における献血思想の普及及び献血者の組織化を図るため、船橋市献血推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 協議会は、次に掲げる各号について協議を行う。

- (1) 献血事業の普及に関する事項
- (2) 献血組織の育成及び指導に関する事項
- (3) 献血計画の作成及び実施に関する事項
- (4) 血液の確保及び供給に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、献血事業の推進に必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、会長、副会長及び委員若干人をもって組織する。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

(委員の委嘱等及び任期)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者から、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 医療関係団体の代表者
- (2) 関係行政機関の代表者
- (3) 公共的団体等の代表者
- (4) 市職員

2 委員の任期は、二年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長の職務)

第5条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は必要のつど会長が招集し、会長が議長となり、議事を整理する。

(災害補償)

第7条 委員の業務に係る事故については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定を準用する。

(事務局)

第8条 事務局は、船橋市健康福祉局健康部健康政策課内に置く。

(書面開催)

第9条 会長は、必要と認めるときに、書面により議事の可否を委員へ求め、その結果を議事の決定とすることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

この要綱は、昭和49年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成10年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月10日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。